

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

新エネルギー・温暖化対策室

【告示】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法の一部改正
（県例規集登載）

税務課

- 土地改良区の解散

耕地課

- 保安林の指定

治山課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

【公告】

- 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

- 令和三年度地方臨時種畜検査の実施

畜産課

- 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

- 土地改良区の定款変更の認可

〃

- 県営土地改良事業の換地処分

〃

- 建設業の許可の取消し
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

監理課
建築指導課

◎岡山県規則第四号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第一項」を「第二条第四項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改める。

第五条第一項第六号及び第十二条第一項第六号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九條第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九條第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

◎岡山県告示第五十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第二条第一項第六号の項中「省令」を「命令」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

◎岡山県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
大崎南土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
津山市金井二二九番地
- 三 解散年月日
令和四年一月三十一日

◎岡山県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市閑谷字淵ヶ谷五一の四、五三の一、字森谷八三の一、二六六、字藤ヶ塔一四五二の一、字広高下北平一四八五の一、一四八五の二、一四八五の六、一四八五の七、木谷字着到六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

◎岡山県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見川上線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市備中町平川字ノメラ下タ五六八番 一地先から ○地先まで	新	一六・五〇 一六五・五	二〇三・二
高梁市備中町平川字ノメラ下タ五六八番 一地先から 高梁市備中町平川字前ノ下モ五六三番一 ○地先まで	旧	一〇・七〇 三七・二	二〇三・二

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

◎岡山県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見川上線	高梁市備中町平川字ノメラ下夕五六八番一地 先から 高梁市備中町平川字前ノ下モ五六三番一〇地 先まで	令和四年二月八日

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

〔五三〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	岡山市	玉野市	調査を行った者の名称
平成三十年六月 令和三年四月	平成三十年六月 令和三年三月	令和二年七月 令和三年九月	調査を行った期間
岡山市の地籍図及び地籍簿	岡山市の地籍図及び地籍簿	玉野市の地籍図及び地籍簿	成果の名称
① 北区建部町中田の一部	北区吉宗の一部	東七区の一部及び南七区の一部	調査を行った地域
令和四年二月二日	令和四年二月二日	令和四年二月二日	認証年月日

〔五四〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和四年度地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 検査の期日及び場所

期 日	場 所
令和四年三月一日	岡山市北区新庄下 吉備路若駒牧場

二 検査上の注意

- 1 検査は、精液を採取することが可能な種雄牛、種雄馬及び人工授精に供する種雄豚について実施する。
 - 2 検査の際は、種付台帳、種畜証明書及び登録証明書を持参すること。
 - 3 衛生検査のうち事前に準備を要するものの場所及び時刻については、所轄の家畜保健衛生所長が別に定める。
- 三 その他
- 検査について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課生産振興班（〇八六―二二六一七四二九）又は所轄の県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班へ問い合わせること。

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

〔五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		就任役員		住所	理事別
氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所		
勝間田土地改良区	勝間田土地改良区	勝間田土地改良区	勝間田土地改良区	勝間田土地改良区	勝間田土地改良区	勝間田土地改良区	理事
黒藪 太朗	黒藪 太朗	黒藪 太朗	黒藪 太朗	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
浅田 剛至	浅田 剛至	浅田 剛至	浅田 剛至	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
水嶋 忠男	水嶋 忠男	水嶋 忠男	水嶋 忠男	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
浅田 保彦	浅田 保彦	浅田 保彦	浅田 保彦	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
福山 公紀	福山 公紀	福山 公紀	福山 公紀	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
福井 淳雄	福井 淳雄	福井 淳雄	福井 淳雄	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
山下 徹	山下 徹	山下 徹	山下 徹	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
山下 正明	山下 正明	山下 正明	山下 正明	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
下山 繁樹	下山 繁樹	下山 繁樹	下山 繁樹	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
野上 務	野上 務	野上 務	野上 務	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
石浦 千昌	石浦 千昌	石浦 千昌	石浦 千昌	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
岸本 佑介	岸本 佑介	岸本 佑介	岸本 佑介	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
植月 三男	植月 三男	植月 三男	植月 三男	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
水嶋 史朗	水嶋 史朗	水嶋 史朗	水嶋 史朗	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
万代 朋宏	万代 朋宏	万代 朋宏	万代 朋宏	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
石浦 長年	石浦 長年	石浦 長年	石浦 長年	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
植月 義友	植月 義友	植月 義友	植月 義友	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
青井 五男	青井 五男	青井 五男	青井 五男	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
山下 正記	山下 正記	山下 正記	山下 正記	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
野上 厚	野上 厚	野上 厚	野上 厚	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
竜門 真吾	竜門 真吾	竜門 真吾	竜門 真吾	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
影山 利博	影山 利博	影山 利博	影山 利博	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
則本 敏夫	則本 敏夫	則本 敏夫	則本 敏夫	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
権代 誠一	権代 誠一	権代 誠一	権代 誠一	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
野上 博樹	野上 博樹	野上 博樹	野上 博樹	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
宮野 悟	宮野 悟	宮野 悟	宮野 悟	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
黒土七〇	黒土七〇	黒土七〇	黒土七〇	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
畑屋八六七	畑屋八六七	畑屋八六七	畑屋八六七	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
小矢田二九七	小矢田二九七	小矢田二九七	小矢田二九七	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事
監事	監事	監事	監事	勝間田勝央町岡一〇二一	勝間田勝央町岡一〇二一	東吉田九三〇	理事

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

〔五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年二月八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

鏡野町小田土地改良区

二 認可年月日

令和四年二月二日

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

〔五七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 原工区

二 換地処分年月日

令和四年一月十四日

〔五八〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、令和四年二月八日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 株式会社ニチドウ
- 二 代表者の氏名 森下 孝彦
- 三 主たる営業所の所在地 岡山市北区伊島町二丁目二〇―二六 二F
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般―一）第二五九一五号
- 五 許可年月日 令和二年二月十日
- 六 処分の内容 建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し
- 七 処分の原因となった事実 一般建設業のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び解体工事業
株式会社ニチドウは、経営業務管理責任者が不在のため、建設業法第七条第一号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

令和4年2月8日 岡山県公報 第12368号

〔五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市真壁字赤坂四三七―九、四三七―一〇
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
島根県松江市比津町二七六一―サウスコートIC一〇二号
竹中 正臣
- 三 許可年月日及び許可番号
令和三年十二月六日岡山県指令建指第三三三三号